

さぬき市地域防災計画

平成19年3月

さぬき市防災会議

一般对策编

さぬき市地域防災計画

目 次

【一般対策編】

第1章 総 則

- 第1節 目 的一般 1- 1
- 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱一般 1- 3

第2章 災害予防計画

- 第1節 治山対策計画一般 2- 1
- 第2節 砂防対策計画一般 2- 2
- 第3節 河川防災対策計画一般 2- 5
- 第4節 海岸防災対策計画一般 2- 7
- 第5節 ため池等農地防災対策計画一般 2- 8
- 第6節 都市防災対策計画一般 2- 9
- 第7節 建築物等災害予防計画一般 2-10
- 第8節 海上災害予防計画一般 2-12
- 第9節 航空災害予防計画一般 2-13
- 第10節 鉄道災害予防計画一般 2-14
- 第11節 道路災害予防計画一般 2-15
- 第12節 危険物等災害予防計画一般 2-16
- 第13節 大規模火災予防計画一般 2-17
- 第14節 林野火災予防計画一般 2-19
- 第15節 農林水産関係災害予防計画一般 2-20
- 第16節 ライフライン等災害予防計画一般 2-21
- 第17節 防災施設等整備計画一般 2-22
- 第18節 防災業務体制整備計画一般 2-24
- 第19節 医療救護体制整備計画一般 2-25
- 第20節 緊急輸送体制整備計画一般 2-27
- 第21節 避難体制整備計画一般 2-29
- 第22節 食料、飲料水及び生活物資確保計画一般 2-32
- 第23節 文教災害予防計画一般 2-33
- 第24節 ボランティア活動環境整備計画一般 2-34
- 第25節 災害時要援護者対策計画一般 2-35
- 第26節 防災訓練実施計画一般 2-37
- 第27節 防災知識等普及計画一般 2-39
- 第28節 自主防災組織育成計画一般 2-42

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	一般 3- 1
第2節	広域的応援計画	一般 3-11
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	一般 3-13
第4節	気象情報等伝達計画	一般 3-16
第5節	災害情報収集伝達計画	一般 3-24
第6節	通信運用計画	一般 3-28
第7節	広報活動計画	一般 3-29
第8節	災害救助法適用計画	一般 3-31
第9節	救急救助計画	一般 3-33
第10節	医療救護計画	一般 3-34
第11節	緊急輸送計画	一般 3-36
第12節	交通確保計画	一般 3-38
第13節	避難計画	一般 3-41
第14節	食料供給計画	一般 3-45
第15節	給水計画	一般 3-46
第16節	生活必需品等供給計画	一般 3-47
第17節	防疫及び保健衛生計画	一般 3-48
第18節	廃棄物処理計画	一般 3-50
第19節	死体の搜索、処理及び埋葬計画	一般 3-52
第20節	住宅応急確保計画	一般 3-54
第21節	社会秩序維持計画	一般 3-56
第22節	文教対策計画	一般 3-57
第23節	公共施設等応急復旧計画	一般 3-60
第24節	ライフライン等応急復旧計画	一般 3-62
第25節	農林水産関係応急対策計画	一般 3-65
第26節	ボランティア受入計画	一般 3-67
第27節	災害時要援護者応急対策計画	一般 3-69
第28節	水防等活動計画	一般 3-71
第29節	海難等災害対策計画	一般 3-73
第30節	海上大量流出油等災害対策計画	一般 3-75
第31節	航空災害対策計画	一般 3-77
第32節	鉄道災害対策計画	一般 3-78
第33節	道路災害対策計画	一般 3-80
第34節	危険物等災害対策計画	一般 3-82
第35節	大規模火災対策計画	一般 3-85
第36節	林野火災対策計画	一般 3-86

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	一般 4- 1
第2節	公共施設等災害復旧計画	一般 4- 2
第3節	被災者等生活再建支援計画	一般 4- 3
第4節	義援金等受入配分計画	一般 4- 6

第1章 総 則

第1節 目 的

1 計画の目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さぬき市防災会議が策定するさぬき市地域防災計画は、「一般対策編」、「震災対策編」及び「資料編」の3編で構成する。

3 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「さぬき市水防計画」を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、市は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、県及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 住民すべてによる防災対策の推進

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、

その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

市は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、県に対して報告する。また、その内容については、適切な手法により公表する。住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るとともに、防災意識高揚のための活動を行うよう、働きかけるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
さぬき市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災訓練の実施
	4 防災知識の普及及び防災意識の啓発
	5 防災教育の推進
	6 自主防災組織の結成促進及び育成指導
	7 防災に関する施設等の整備及び点検
	8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
	9 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表並びに避難所の開設
	10 災害時要援護者の避難支援活動
	11 消防、水防その他の応急措置
	12 被災者の救助、救護その他保護措置
	13 被災した児童・生徒の応急教育
	14 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫その他保健衛生活動の実施
	15 緊急輸送等の確保
	16 食料、医薬品その他物資の確保
	17 災害復旧の実施
	18 ボランティア活動の支援
	19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災訓練の実施
	4 防災知識の普及及び防災意識の啓発
	5 防災教育の推進
	6 自主防災組織の結成促進及び育成指導
	7 防災に関する施設等の整備及び点検
	8 市町及び防災関係機関との連絡調整
	9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
	10 被災者の救助、救護その他保護措置
	11 被災した児童・生徒の応急教育
	12 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫その他保健衛生活動の実施
	13 緊急輸送等の確保
	14 食料、医薬品その他物資の確保
	15 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
	16 災害復旧の実施
	17 ボランティア活動の支援
	18 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川農政事務所	1 災害時における応急食料(米穀、乾パン、乾燥米飯)の緊急引き渡し
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 国有林野の治山・治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給
四国地方整備局 (香川河川国道事務所) (高松港湾空港整備事務所)	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 気象、地象、水象に関する予警報の発表及び伝達 2 気象、地象、水象に関する情報の収集・発表及び伝達 3 気象、地象、水象の観測及びその成果の提供
高松海上保安部	1 警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置 4 航路標識等の整備
高松空港事務所	1 空港施設の整備及び点検 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 4 遭難航空機の捜索及び救助

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第14旅団)	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(5) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 香川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄及び供給 4 義援金の募集及び配分 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
日本郵政公社 (志度郵便局) (長尾郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分 4 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 5 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 6 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の配分に関する事。 7 簡易保険福祉施設に対する災害救護活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融資
日本放送協会 高松放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株)四国支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)水資源機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株) (志度駅) (讃岐津田駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT 西日本香川支店 KDDI 四国支店 NTT ドコモ四国 NTT コミュニケーション(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(6) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

大川広域消防本部	1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報
香川県下水道公社	1 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会 商 工 会 議 所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 師 会 歯 科 医 師 会 薬 剤 師 会 医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
建 設 業 協 会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
LP ガス取扱機関	1 LP ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における LP ガス供給の確保
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(8) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4 避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が避難勧告、避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。
13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(9) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
2 避難場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
4 災害時要援護者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
8 市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(10) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
2 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、山地治山、防災林の造成、保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課、農林水産課）、県（みどり整備課）
--------	------------------------

1 現況

市内には、崩壊土砂流出危険地区 236 箇所、山腹崩壊危険地区 181 箇所などの山地災害危険箇所がある。

2 実施内容

(1) 治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

市が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として市が防災工事又は復旧工事を実施する。

県が実施する治山事業等

- ・ 山地治山事業
- ・ 保安林整備事業
- ・ 水土保持治山事業
- ・ 水源地域整備事業
- ・ 防災林造成事業
- ・ 共生保安林整備事業
- ・ 国有林内補助治山事業
- ・ 地すべり防止事業
- ・ 森林荒廃地緊急整備事業
- ・ 緑のダム整備推進事業

(2) 山地災害危険地の周知等

市は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、市は県と協力して、現地への表示板の設置や「山地防災パンフレット」等の防災に関する冊子を作成・配布するなど、防災意識の向上に努め、山地災害の未然の防止を図る。

【資料2-1-1 山腹崩壊危険地区】

【資料2-1-2 崩壊土砂流出危険地区】

(3) 災害時要援護者関連施設対策

県は、災害時要援護者関連施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施する。市は県と協力して、山地災害危険地に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

【資料 2 - 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料 2 - 2 - 2 土石流危険渓流】

【資料 2 - 2 - 3 地すべり危険箇所】

警戒避難体制の確立

市は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用
- ・ 適切な避難方法の周知
- ・ ハザードマップ等の作成
- ・ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及

情報の収集、伝達体制の確立

県は、テレメータ雨量計やワイヤセンサーなどの観測機器の配置を中心とした土砂災害情報システムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により住民へ警戒情報等を配信する。

市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、市が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市へ通知するシステムの整備等を行う。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

(4) 災害時要援護者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している災害時要援護者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。市は県と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市は、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

(5) 土砂災害防止法への対応

土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害のおそれがある区域について、土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域等」に指定、公表するとともに、市に通知する。

警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な次の事項を地域防災計画に定める。

- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 予報又は警報の発令及び伝達
- ・ 避難
- ・ 救助
- ・ その他必要な事項

【資料 2 - 2 - 4 土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備事項】

地域住民への周知

市は、市内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地
- ・ その他必要な事項

【資料 2 - 2 - 5 土砂災害警戒区域における住民周知事項】

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（河川砂防課）
--------	---------------------

1 現況

一級河川、二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

(1) 河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。

(2) 水害防止対策の実施

市は、浸水実績図等の資料に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難のための措置を検討する。これらの事前情報の提供や災害時の情報共有化により水害防止対策を推進する。

洪水予報河川の指定

県は、洪水により相当な被害が生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方気象台と共同して、その状況を水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

浸水想定区域の指定

県は、洪水予報河川について、河川の洪水防御計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定区域及び想定される水深を公表するとともに、市に通知する。

浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知する。

洪水ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難場所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、地域住民に配布・周知を図る。
浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知する。また、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時用援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、地域防災計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の利用者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

【資料 2 - 3 - 1 河川重要水防区域】

【資料 2 - 3 - 2 高堰堤】

【資料 2 - 3 - 3 主要水門】

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が実施する高潮対策事業、浸水対策事業等の海岸保全事業等により、市域の保全を図る。

主な実施機関	市(農林水産課、土地改良課、建設課)、県(土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課)
--------	---

1 現況

市内には、瀬戸内海に面した海岸線があり、国土交通省及び農林水産省が所管しており、順次高潮対策事業、局部改良事業等が実施されている。

2 実施内容

市は、津波・高潮対策整備推進アクションプログラム(平成18年3月策定)に基づき、県と連携して、港湾・河川、漁港等の管理施設を計画的に整備していくものとする。

(1) 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等の被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(2) 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(3) 局部改良事業

海岸管理者は、事業規模が小さい箇所において、原則として短年度に完成し早急に事業効果が発揮できるよう海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(4) 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

(5) 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

【資料2-4-1 海岸重要水防区域】

【資料2-4-2 港湾重要水防区域】

【資料2-4-3 漁港重要水防区域】

第5節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な実施機関	市（土地改良課）、土地改良区、県（土地改良課）
--------	-------------------------

1 現況

市内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

(1) ため池整備事業

市、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

【資料2 - 5 - 1 ため池重要水防区域】

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（河川砂防課）
--------	---------------------

1 現況

（1）砂防事業

市内には、土石流危険渓流が346箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が163箇所あり、その内訳は、自然がけ130箇所、人工がけ33箇所となっている。危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

（3）地すべり対策事業

市内には、地すべり危険箇所が6箇所あり、危険度の高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施することとしている。

2 実施内容

（1）防災工事の実施

県は、土砂災害危険箇所における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

砂防事業

急傾斜地崩壊対策事業

地すべり対策事業

（2）土砂災害危険箇所の管理等

県は、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を予防するため、危険箇所を順次、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定地内における開発等の行為に対し、適正な管理を行う。

（3）総合的な土砂災害対策

土砂災害危険箇所の周知

市は、県からの土砂災害危険箇所に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、市は県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等への周知を行う。

第6節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（都市計画課）、県（都市計画課、建築課、住宅課）
--------	---------------------------

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（2）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、耐火性・耐震性の高い建築物への更新を図る。

（3）住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（4）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

（5）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

第7節 建築物等災害予防計画

災害による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

主な実施機関	市（総務課、都市計画課、建設課）、県（建築課）
--------	-------------------------

1 公共建築物等の災害予防

市は、震災時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

(1) 防災上重要建築物の指定

- ・ 災害応急対策指揮・実行、情報伝達等施設：市役所、支所、出張所
- ・ 救護施設：病院、保健福祉事務所
- ・ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

(3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

(4) 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他

の災害に関する情報を提供するように努める。

(2) 特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物について、査察等を通じて、構造、耐力、防火、避難等に関する防災指導を行う。

(3) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

(4) 落下物等の防止対策

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散、落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

3 家具等の転倒防止対策

(1) 市及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

(2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

4 県の実施する災害予防対策

(1) 県有施設の耐震化事業

(2) 一般建築物等の耐震改修の促進

(3) 違反建築物の指導

(4) 落下物等の防止対策

(5) 高耐久建築物の建設促進

(6) 被災建築物の応急危険度及び被災宅地危険度に関する危険度判定士の育成

第8節 海上災害予防計画

海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、高松海上保安部、四国地方整備局
--------	--

1 搜索、救助・救急活動のための事前対策

(1) 資機材の整備

市、県及び関係機関は、搜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、潜水機材等の搜索、救助用資機材の整備に努める。

(2) 人材の育成

市は、搜索、救助活動に関し、専門知識・技能を有する職員の育成に努める。

2 危険物等の大量流出時における防除活動のための事前対策

(1) 活動体制、資機材の整備

市、県及び関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。また、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図るとともに、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

(2) 人材の育成

市は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、独立行政法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

(3) 海上散乱ごみ対策

市、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、連絡体制や回収、処理体制の整備を図る。

第9節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の防止、被害の軽減を図るために、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課）、消防本部、高松空港事務所
--------	---------------------

1 資機材の整備

市及び関係機関は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

2 高松空港事務所の実施する災害予防対策

- (1) 防災体制の整備
- (2) 協定等による応援協力体制の充実強化
- (3) 防災訓練の実施

第10節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	-----------------------

1 鉄道事業者の実施する災害予防対策

- (1) 安全運行の確保
- (2) 安全施設等の整備
- (3) 防災体制の整備
- (4) 防災訓練の実施

第 1 1 節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	市（建設課）、県（道路課）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	----------------------------------

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

(1) 防災工事・補強工事の実施

次の箇所の防災工事、補強工事を実施する。

道路の裏面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所

落橋、変形等の被害が予想される道路橋等

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネル

(2) 道路標識、道路情報提供施設等の道路施設の補強、整備

(3) 電線共同溝等の整備

(4) 危険物及び障害物の除去に必要な資機材の備蓄

(5) 除雪体制の整備

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

【資料 2 - 1 1 - 1 異常気象時における道路通行規制基準】

4 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 1 2 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防本部、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、 中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 施設の安全性の確保

市及び県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（1）保安検査等

市及び県は、危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（2）自主保安体制の整備促進のための指導

市は、事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

（3）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消化薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

市は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

市は県と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【資料 2 - 1 2 - 1 危険物施設】

【資料 2 - 1 2 - 2 高圧ガス関係事業所】

【資料 2 - 1 2 - 3 火薬類関係事業所】

【資料 2 - 1 2 - 4 毒物劇物営業者】

第 1 3 節 大規模火災予防計画

火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課、都市計画課、土地改良課）、消防団、消防本部、 県（危機管理課）
--------	--

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、公園緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓だけでなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第14節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（総務課、農林水産課）、消防本部、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 消防施設等の整備

市及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第 1 5 節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	市（農林水産課）、県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
--------	--

1 農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予測される場合には、暴風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努める。

3 畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

市及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。

第16節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	市（下水道課、水道局、広報課）、県（下水道課、水道局）、四国電力（株）、NTT西日本（株）香川支店、NTTドコモ四国（株）
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

市は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

市は、災害による施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

5 CATV施設

市は、災害時における配信を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図るとともに、重要な配線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。

第 17 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、広報課）、消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課、水道局）
--------	--

1 気象観測施設等

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

3 消防施設等

(1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(2) 市は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4 通信施設等

(1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。

災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

- (2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線やCATV等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

5 その他施設等

- (1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。

- (2) 市及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

- (3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【資料2 - 17 - 1 雨量観測所】

【資料2 - 17 - 2 水位観測所】

【資料2 - 17 - 3 水位観測所】

【資料2 - 17 - 4 水防倉庫等一覧】

【資料2 - 17 - 5 消防団現勢】

【資料2 - 17 - 6 消防水利の現況】

【資料2 - 17 - 7 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料2 - 17 - 8 市防災無線通信施設】

第 18 節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 職員の体制

市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- (2) 市は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 市は、災害時に県や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するため要請の手順、要請の内容、受入れ方法等の体制を整備する。

3 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

【資料 2 - 18 - 1 香川県消防相互応援協定】

【資料 2 - 18 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料 2 - 18 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料 2 - 18 - 4 応援協定】

第 1 9 節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課、健康づくり推進課、市民病院）、県（医務国保課、薬務感染症対策課）
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、救護所の設置、救護班の編成、出勤等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備する。
- (3) 市は、市域において災害時に上記(1)、(2)が十分効力を発するよう市医療救護計画を別に定めるものとする。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	県立津田病院	60	1	さぬき市津田町津田1673	0879-42-2511
2	さぬき市民病院	420	3	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
3	県立白鳥病院	150	1	東かがわ市松原963	0879-25-4154

班数は広域救護班（原則として医師1名、看護師3名、補助者2名）の編成数
 県立津田病院は、平成19年4月1日以降、廃止される。

- (2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【大川地区の災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	420	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

- (1) 市は、県と協力して、さぬき市民病院に救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。
- (2) 被害の軽微な地区においては住民の献血が促進されるように、市は、広報誌、パンフレット等の配布、市のホームページの活用等により、住民に対して災害時の献血活動について普及啓発を行う。
- (3) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

4 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

市及び県は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

【資料2 - 19 - 1 大災害時の医療救護体制】

【資料2 - 19 - 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

第 2 0 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（道路課、港湾課）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	--

1 緊急輸送路の指定等

県は、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努める。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理している。

（ 1 ）道路

第 1 次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路

第 2 次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

第 3 次輸送確保路線：第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次の通りである。

【市内の輸送確保路線】

路線名	種 別	市内の区間
高松自動車道路	第 1 次輸送確保路線	三木町境～さぬき市津田町
国道11号		市内全線
県道高松長尾大内線バイパス		市内全線
県道高松志度線		高松市境～さぬき市志度
県道志度山川線	第 3 次輸送確保路線	さぬき市志度～さぬき市長尾多和
国道377号		市内全線

（ 2 ）港湾

防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

連絡道路（防災機能強化港と運送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次の通りである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	地方港湾	香川県	津田地区	津田臨港道路 市道臨港線 津田港臨港道路 国道11号

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

3 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市有車両については緊急通行車両の事前届出を行う。

4 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次の通りである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
志度	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄4305番地	さぬき市	087-894-1111	N 34°19'21" E 134°11'41"	-
長尾	長尾総合運動公園多目的広場	さぬき市長尾名1576番地6	さぬき市	087-894-1111	N 34°14'46" E 134°11'14"	*1,2
寒川町	石田運動公園	さぬき市寒川町石田東甲727番地3	さぬき市	087-894-1111	N 34°15'18" E 134°12'34"	*1
寒川町	門入の郷「水辺の公園」	さぬき市寒川町石田東2834番地1	さぬき市	087-894-1111	N 34°14'30" E 134°13'22"	*3
津田町	津田総合運動公園駐車場	さぬき市津田町津田2020	さぬき市	087-894-1111	N 34°17'31" E 134°14'15"	*1
大川町	みろく自然公園みろく球技場	さぬき市大川町富田中3510番地2	さぬき市	087-894-1111	N 34°15'11" E 134°14'44"	-

*1 高松空港特別管制区内

*2 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

*3 自隊訓練用

【資料2-20-1 緊急輸送路図】

【資料2-20-2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【資料2-20-3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

第 2 1 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（総務課、広報課、福祉総務課、長寿障害福祉課）
--------	--------------------------

1 避難所の指定、整備

(1) 避難所の指定

市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等を避難所として指定する。また、既に避難所として指定している施設についても、災害に対する安全性を確認し、危険が予想される場合には、施設の補強、避難所の見直し等必要な措置をとる。

【資料 2 - 2 1 - 1 避難所一覧】

(2) 避難所の整備

市は、貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機のほか、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等を避難所に整備する。また、避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

2 避難路の選定

市は、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート of 避難路を検討する。

3 避難勧告基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、市は、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法、誘導方法について検討する。また、避難所の管理運営方法については、運営マニュアル等を策定しておく。また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の設定を図るものとする。

4 避難に関する広報

市は、避難所、避難路、避難方法、避難勧告又は指示及び避難準備情報の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、CATVや市のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告又は指示及び避難準備情報については、避難情報伝達システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

5 避難計画の策定

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

当該避難計画には、市が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定める。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

6 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

7 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、市は、地域住民、自主防災組織関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、非難支援計画の策定等の非難誘導體制の整備に努める。

8 帰宅困難者への対応

市は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備する。

9 土砂災害対策

市は、市地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

10 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を市に報告するとともに、公表し、災害時の避難に万全を期するものとする。

11 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

第 2 2 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、水道局）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）、(社)日本水道協会香川県支部
--------	--

1 食料の確保

- (1) 市は、災害時に提供可能な食料の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 市は、地震被害想定調査等に基づき、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。
- (3) 県は、米穀、乾パン、乾燥米飯について、災害時の応急売却等に関して、香川農政事務所と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 市及び県は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、ろ過機等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市は、飲料水の備蓄・確保に努める。

3 生活物資の確保

- (1) 市は、地震被害想定調査等に基づき、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。
- (2) 市は、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で準備するように努める。また、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、市のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定する。

第 2 3 節 文教災害予防計画

学校等の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	市（教育委員会）、県（総務学事課、教育委員会）、学校長
--------	-----------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、必要な防災教育を行う。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

【資料 2 2 3 1 市内の文化財】

第 2 4 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課）、社会福祉協議会、県（県民参画課、危機管理課）、日本赤十字社香川県支部
--------	---

1 協力体制の確立

市は、香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 市は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 市は、香川県災害ボランティア協議会との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

3 ボランティアの登録等

市は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第25節 災害時要援護者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（総務課、長寿障害福祉課）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、観光振興課、東讃福祉事務所、精神保健福祉センター）、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の管理者は、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。
- (4) 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。
- (5) 災害時要援護者からの情報提供
高齢者、障害者等で避難に支援が必要となる者は、市、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 在宅の災害時要援護者の対策

- (1) 市は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、災害時要援護者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識版等の災害時要援護者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市は、難病患者への対応のため、保健福祉事務所との連携を図る。

3 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、

防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

4 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 災害時要援護者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第26節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 総合訓練

市は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

市は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

3 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

市は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、災害時要援護者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 市は、土石流危険渓流等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

市は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び地域住民と一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、災害時要援護者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

第 2 7 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して防災研修を行うとともに、住民に対しても防災知識等の普及に努める。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、広報課、教育委員会）、県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市は、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市は、災害時における適正な判断力等を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、市域における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、CATV、市のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。なお、普及啓発に当たっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 注意報・警報発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保
- ・ 被災体験の伝承
 - 被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 事業所における防災の促進

市及び県は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

第 2 8 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

- ・ 住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- ・ 市は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織のリーダーの研修に努める。
- ・ 市は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。県は、市が行なう助成について、支援する。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
地域の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知
地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等

の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

2) 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

主な実施機関	市（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 市の活動組織

(1) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 香川県全域もしくは香川県の東讃に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、市庁舎3階大会議室に設置する。3階大会議室に設置できな

い場合には、市庁舎内の別室に設置するが、市庁舎の被災等の場合には、長尾支所に設置する。

災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副市長
- ・ 第2順位 総務部長
- ・ 第3順位 市民部長

イ 副本部長

副市長、教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設経済部長、会計管理者、水道局長、市民病院副院長（経営担当）、市民病院事務部長、教育部長、議会事務局長、消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は庶務班とする。
- b 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、水道局、市民病院、教育委員会、議会事務局）

を置き、部には班を置く。

b 各部各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。

c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等（ただし、次長を置かない部にあつては、部長の指名する課長等）の職にある者がその職務を代理する。

キ 支所

各支所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、総務部長の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、CATV、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

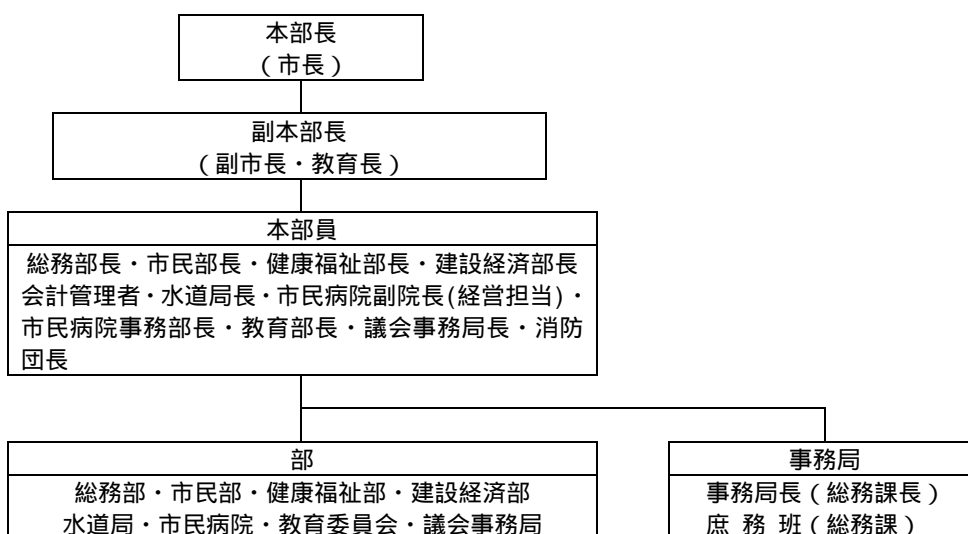
県との連携

県の災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

災害対策本部の解散

本部長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【さぬき市災害対策本部組織図】



【別表1 さぬき市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
総務部 [総務部長]	庶務班 [総務課長]	総務課 秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の運営に関する事。 2. 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 3. 職員の動員、サービス及び福利厚生に関する事。 4. 県、他市など関係機関への要請に関する事。 5. 自衛隊の派遣要請に関する事。 6. 気象情報等の収集・伝達に関する事。 7. 被災外国人の援護に関する事。 8. 水防の総括に関する事。 9. 報道機関への対応に関する事。 10. 防災行政無線など災害通信設備に関する事。 11. コンピュータ及びネットワークに関する災害対策に関する事。 12. その他他班に属さない事。
	公共対策班 [管財課長]	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資機材の調達支援に関する事。 2. 本部の運営に必要な物品等の確保に関する事。 3. 公用車及び庁用電話に関する事。
	輸送班 [政策課長]	政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人員、資機材の輸送及び配備に関する事。
	渉外班 [財政課長]	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の予算に関する事。 2. 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3. 応援部隊の受入れ調整に関する事。 4. 国の機関、国会議員等の視察及び調査に関する事。
	情報班 [地域情報課長]	地域情報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民への災害広報に関する事。
	支所班 [各支所長] [各支所業務課長]	各支所業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支所管内の危険箇所の巡視、警戒に関する事。 2. 支所管内の被害状況調査に関する事。 3. 支所管内の避難・救護の支援に関する事。 4. 支所における住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事。 5. 支所間の協力に関する事。

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
市 民 部 [市民部長]	市民防疫班 [生活環境課長]	生活環境課 市 民 課 人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査に関する事。 2. 防疫に関する事。 3. そ族昆虫の駆除に関する事。 4. 被災地の清掃に関する事。 5. ごみ処理に関する事。 6. し尿処理に関する事。 7. 死体収容所の開設及び管理に関する事。 8. 死体の運搬、収容及び処理に関する事。 9. 火葬・埋葬の実施に関する事。 10. 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事。 11. 火葬・埋葬の手続きに関する事。 12. 交通整理に関する事。
	調 査 班 [税務課長]	税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況調査のとりまとめに関する事。 2. 被災世帯の調査に関する事。 3. 被災者台帳の作成に関する事。 4. 被災証明に関する事。 5. 市税減免に関する事。 6. 国民健康保険税の減免に関する事。
健康福祉部 [健康福祉部長] [福祉事務所長]	救 護 班 [福祉総務課長]	福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 国保・健康課 介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉施設等の被害調査に関する事。 2. 被災者の救助に関する事。 3. 災害救助法の適用に関する事。 4. 応急医療助産対策に関する事。 5. 医薬品及び血液対策に関する事。 6. 日赤県支部との連絡調整に関する事。 7. 避難者に関する事。 8. 避難所の設置・運営に関する事。 9. 保健活動に関する事。 10. 社会福祉施設等の災害対策に関する事。 11. 防災ボランティアの受入れ・後方支援等に関する事。 12. 義援金品の取り扱いに関する事。 13. 炊出し及び給食に関する事。 14. 生活必需品等の供給に関する事。

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
建設経済部 [建設経済部長]	総 括 班 [建設課長]	建 設 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川、港湾、海岸等の被害調査に関すること。 2. 主たる管理施設における障害物の除去に関すること。 3. 道路、橋梁、河川、港湾、海岸等の災害対策に関すること。 4. 水門の管理に関すること。
	施 設 班 [下水道課長]	下 水 道 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の被害調査に関すること。 2. 下水道施設の災害対策に関すること。 3. 雨水ポンプ場の管理に関すること。
	調 査 班 [都市計画課長]	都 市 計 画 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所の巡視、警戒に関すること。 2. 公園等の被害調査に関すること。 3. 部内他班の応援に関すること。 4. 市営住宅の被害調査、災害対策に関すること。 5. 被災建築物・宅地の危険度判定、応急修理に関すること。 6. 応急仮設住宅の建設に関すること。 7. 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。
	土 地 改 良 班 [土地改良課長]	土 地 改 良 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 2. 農地及び農業用施設に対する災害対策に関すること。 3. 冠水農地の排水に関すること。
	農 林 水 産 班 [農林水産課長]	農 林 水 産 課 農 業 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害調査に関すること。 2. 主要食料の確保及び出庫に関すること。 3. 農作物の種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。 4. 農作物の病害虫の防除に関すること。 5. 被害農作物の技術対策に関すること。 6. 家畜の飼料対策に関すること。 7. 家畜の防疫に関すること。 8. 農業団体及び漁業団体との連絡調整に関すること。
	商 工 班 [商工観光課長]	商 工 観 光 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工観光施設の被害調査に関すること。 2. 商工団体との連絡調整に関すること。 3. 労働力の確保及び供給に関すること。 4. 観光客に対する災害対策に関すること。 5. 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
水道局 [水道局長]	監理班 [監理課長]	監理課	1. 局内の動員及びサービスに関すること。 2. 飲料水及び生活用水の応急給水に関すること。 3. 日本水道協会等への応援要請に関すること。
	工務班 [工務課長]	工務課	1. 水道施設の被害調査に関すること。 2. 水道施設の災害対策に関すること。
教育委員会 [教育委員会 事務局教育 部長]	教育班 [教育総務課長]	教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課	1. 児童、生徒等の安全確保に関すること。 2. 学校施設等の被害調査に関すること。 3. 学校施設等の災害対策に関すること。 4. 応急教育に関すること。 5. 被災児童、生徒等の就学援助に関すること。 6. 学校給食対策に関すること。 7. 文化財の災害対策に関すること。
		各調理場所	1. 炊出しの実施に関すること。
市民病院 [市民病院 副院長]	病院班 [市民病院事 務部長]	市民病院事務局	1. 利用者の安全確保に関すること。 2. 市民病院の被害調査に関すること。 3. 市民病院の災害対策に関すること。 4. 市民病院での医療活動に関すること。
議会事務局 [議会事務局 長]	議会班 [議事課長]	議会事務局	1. 議会の連絡に関すること。 2. 他班の応援に関すること。
会計 [会計管理者]	会計班 [会計課長]	会計課	1. 災害時の出納事務に関すること。 2. 災害対策用物資の調達・保管・出納に関すること。
	監査委員班 [監査委員事務 局長]	監査委員事務局	1. 他班の応援に関すること。
	消防班 [消防副団長]	消防団	1. 消防・水防活動に関すること。 2. 危険箇所の巡視、警戒に関すること。 3. 被災者の救急救助に関すること。 4. 被災地の警備に関すること。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次 配備	1. 大雨・台風期において、連続雨量が80mmを超え、大雨、洪水、高潮注意報の1つ以上が本市を含む地域に発令されたとき。 2. その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	情報連絡活動を主とし、状況により、第2次配備に円滑に移行し得る態勢で、人員は総務課班最小限度とする。
第2次 配備	1. 大雨・台風期において、連続雨量が100mmを超え、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報の1つ以上が本市を含む地域に発令されたとき。 2. その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	事態の推移に伴い速やかに、第3次配備に切り替え得る態勢で、人員は各班の4分の1程度とする。ただし、総務課・建設経済部・水道局は全職員配備。各支所は、全男性職員及び女性職員を4分の1程度配備する。 ライフライン担当班は、状況に応じたの配備とする。 第2次配備以外の職員は、自宅待機とする。
第3次 配備	1. 市全域にわたって水害が発生すると予想される時。 2. その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	事態の推移に伴い速やかに、第4次配備に切り替え得る態勢で、人員は第2次配備以外の男性職員を各支所に配備する。各部最小限の女性職員を配備する。 ただし、各支所は、全職員配備とする。 避難所開設班は、本庁及び各支所に配備とする。 第3次配備以外の職員は、自宅待機とする。
第4次 配備	1. 被害が特に甚大であると予想される時で本部長（市長）が指令したとき。	水害対策に万全を期するための活動態勢で、各班員全員配備とする。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災が発生したとき。 ・油等流出事故が発生したとき。 ・その他小規模な事故が発生し、市長が指令したとき。 	情報連絡活動を主とし、状況により第2次配備に移行可能な体制。 総務課長以下数名程度
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災又は爆発が発生したとき。 ・災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故が発生したとき。 	事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え可能な体制。総務部、建設経済部、水道局、各支所
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 ・通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。 	全職員配備

(2) 動員体制の確立

各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知しておく。

各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。

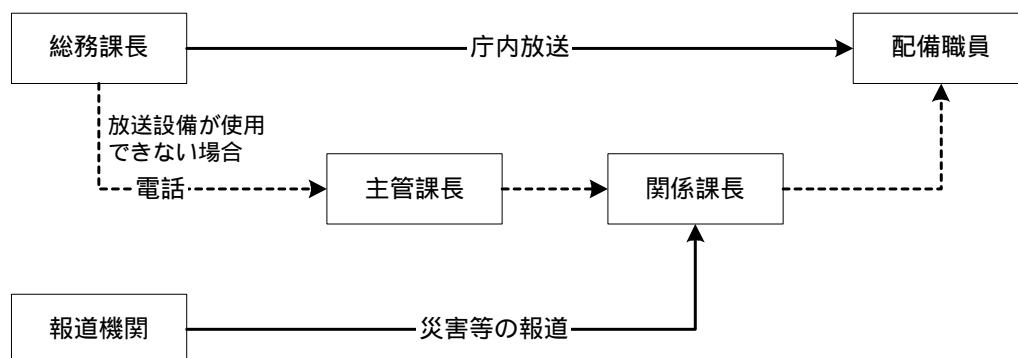
各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の注意報、警報が発表されたとき、又は災害が発生したとき、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により主管課等を通じて関係所属長に伝達する。

関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

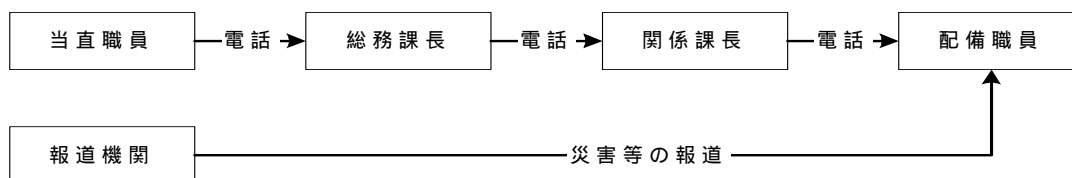


【勤務時間内における動員伝達】

勤務時間外における動員

- ア 大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の注意報、警報が発表された場合、又は災害に関する情報を覚知した場合は、当直職員から総務課長へ、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報の内容を伝達する。
- イ 関係所属長は、総務課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。
- ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。
- エ 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に参集できない職員は、最寄りの支所等に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。



【勤務時間外における動員伝達】

災害対策本部設置時における動員

- ア 災害対策本部各部の動員は、庶務班から各部主管課を通じて行うものとし、主管課から各課へ、各課から指定職員へ連絡する。
- イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各班長は、当日の動員可能者数を本部に報告する。

また、各班長は、他班の職員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【資料3-1-1 さぬき市防災会議条例】、【資料3-1-2 さぬき市災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	市（庶務班） 県（危機管理課） 防災関係機関
--------	------------------------

1 市の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

（1）他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

（2）県に対する応援要請等

市は、市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（3）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（4）民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 応援受入体制の確保

応援等を要請した市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。

4 他市町、他都道府県等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	市（庶務班、渉外班） 県（危機管理課） 自衛隊
--------	-------------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

災害の状況及び派遣を要請する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	N T T	TEL 0877 - 62 - 2311	FAX 0877 - 62 - 2311 (内線切替)
	防災行政無線	TEL 466 - 503	FAX 466 - 581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

その他災害に際し、上記 から に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

(1) 市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

派遣部隊との連絡員を指名する。

到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。

派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなると認められた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関	市（庶務班） 県（危機管理課、河川砂防課） 高松地方気象台
--------	-------------------------------

1 気象予警報等

(1) 高松地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

なお、高松気象台から一般及び水防活動に供するため、県域（「香川県」及び「高松地域」、「小豆」、「東讃」、「中讃」、「西讃」）に発表される気象予警報等の種類及び基準は次のとおりである。

注意報

気象現象等により、被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

【注意報の発表基準】

種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合する もの	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が70mm（東讃のみ80mm）以上になると予想される場合 3時間雨量が60mm（東讃のみ70mm）以上になると予想される場合 24時間雨量が90mm（東讃のみ110mm）以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが10cm以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最小湿度が 35%以下で、実効湿度が 60%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害がおこるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが 20 cm以上あり、降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合 積雪の深さが 50 cm以上あり、気象官署における最高気温が 8 以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm以上あり、気温が - 1 から 2 になると予想される場合
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が 3 以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最低気温が - 4 以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報*1 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	高潮注意報	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について、注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>三本松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 1.4m 以上になると予想される場合</p> <p>高松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 1.5m 以上になると予想される場合</p> <p>観音寺港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 2.3m 以上になると予想される場合</p>
	波浪注意報	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合</p>
	浸水注意報	浸水注意報 *1	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
	洪水注意報	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>1時間雨量が30mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が70mm（東讃のみ80mm）以上になると予想される場合</p> <p>3時間雨量が60mm（東讃のみ70mm）以上になると予想される場合</p> <p>24時間雨量が90mm（東讃のみ110mm）以上になると予想される場合</p>
*2 水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	<p>一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。</p>
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	<p>一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。</p>
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	<p>一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。</p>

警報

気象現象等により、重大な被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。大雨警報発表中、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、重要変更として大雨警報を切り替えて発表し、見出しや本文の中で、「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」という表現を用いて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

【警報の発表基準】

種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合</p>
	気象警報	<p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合</p>
	気象警報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>1 時間雨量が 50 mm (東讃のみ 60 mm) 以上になると予想される場合、 ただし、総雨量が 100 mm 以上になると予想される場合</p> <p>3 時間雨量が 80 mm (東讃のみ 100 mm) 以上になると予想される場合</p> <p>24 時間雨量が 160 mm (東讃のみ 180 mm) 以上になると予想される場合</p>
	気象警報	<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24 時間の降雪の深さが 30 cm 以上になると予想される場合</p>
地面現象警報	地面現象警報 *1	<p>大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合</p>
高潮警報	高潮警報	<p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>三本松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 1.8m 以上になると予想される場合</p> <p>高松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 1.8m 以上になると予想される場合</p> <p>観音寺港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 2.6m 以上になると予想される場合</p>

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	波浪警 報	波浪警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される 場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合
	浸水警 報	浸水警 報*1	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警 報	洪水警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具 体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm(東讃のみ60mm)以上になると予想される場合、 ただし、総雨量が100mm以上になると予想される場合 3時間雨量が80mm(東讃のみ100mm)以上になると予想される場合 24時間雨量が160mm(東讃のみ180mm)以上になると予想される場 合
* 2 水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活 動用気 象警報	大雨警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活 動用高 潮警報	高潮警 報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	水防活 動用洪 水警報	洪水警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(注)1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関
係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安
である。

2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注
意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更
新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 *1印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

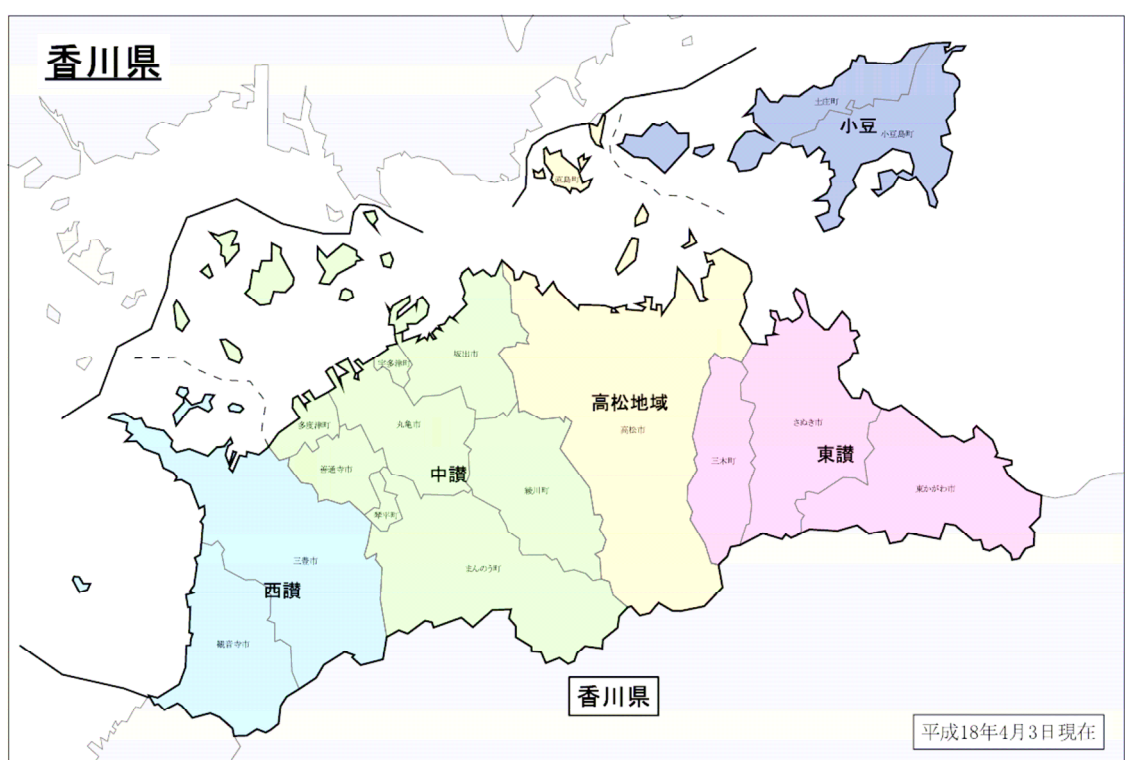
*2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって代え、水
防活動用の語は用いない。

注意報、警報の区域細分

注意報、警報については、「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西
讃」に細分して発表する。

香川県	┌	高松地域	……	高松市、香川郡
	├	小豆	……	小豆郡
	├	東讃	……	さぬき市、東かがわ市、木田郡
	├	中讃	……	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
	└	西讃	……	観音寺市、三豊市

【注意報及び警報の区域細分図】



出典 : <http://www.data.kishou.go.jp/yohou/kaiyetu/saibun/kagawa.pdf>

④ 気象情報

気象情報は、気象注意報・警報の発表前に、防災関係機関等が防災対策を講じるうえで時間的余裕を持って発表する予告的情報と、注意報・警報を発表後に実況などを含めて防災上必要な事項を補完する情報がある。台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報などの種類がある。

記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90mm以上)が観測され若しくは解析(解析雨量)した場合に発表する。

- (2) 市は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所の巡視等を行い、情報を収集する。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条の規定により、その状況を知事に通報し、知事は速やかに市長に通報する。

(2) 火災気象通報の基準

次のいずれかの条件に該当する場合に、通報する。

実効湿度 60% 以下、最小湿度 35% 以下及び最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(3) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

(4) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

(5) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、特別警戒水位を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察若しくは海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部等は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
竜巻、強いひょうがあったとき。

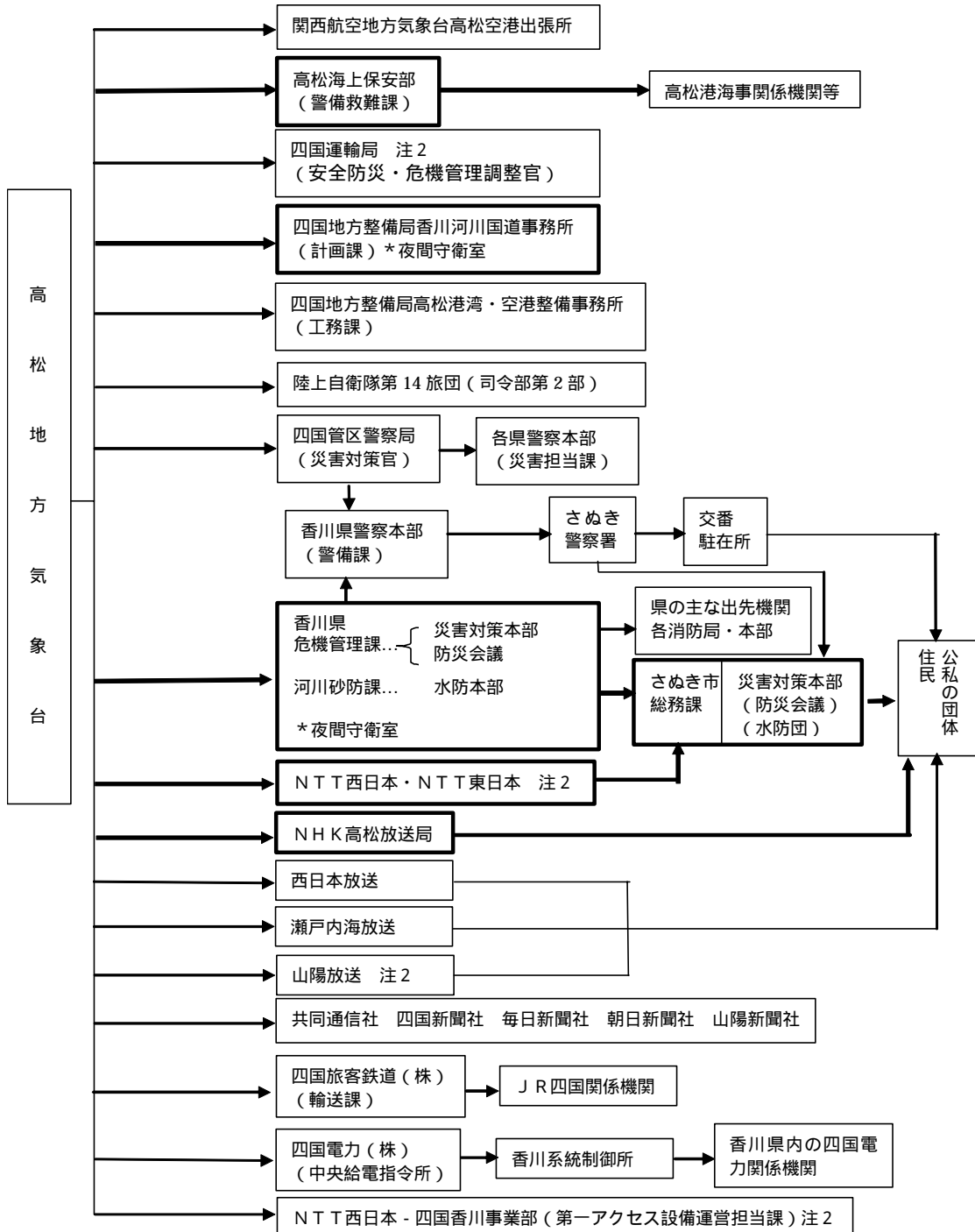
異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。

土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

【資料 3 - 4 - 1 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

【資料 2 - 1 7 - 1 雨量観測所】 【資料 2 - 1 7 - 2 水位観測所】

【気象注意報、警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 四国運輸局、NTT西日本・NTT東日本、NTT西日本 - 四国香川事業部、山陽放送は警報の発表及び解除だけを通知する。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

主な実施機関	市（各班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	-----------------------

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、消防本部から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。

市は、支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

- ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。
- ・ 震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
- ・ 消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、県防災情報システムを活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

（4）被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査にあたっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
総務部	庶務班		気象情報、地震情報等 水防、消防活動状況 自衛隊の派遣要請 コンピュータ及びネットワークに関する被害調査
	公共対策班		市有施設の被害状況
	輸送班		人員、資機材の状況
	渉外班		県等への応援要請
	情報班		C A T Vに関する被害状況
	支所班		各支所管内の危険箇所の巡視、警戒 各支所管内の被害状況
市民部	市民防疫班		廃棄物処理施設の被害状況 防疫関係の状況 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応
	調査班		被害状況調査のとりまとめ 被災世帯の調査
健康福祉部	救護班	社会福祉施設等管理者 医療施設等管理者 医師会・歯科医師会・ 薬剤師会 社会福祉協議会	災害救助法の適用 社会福祉施設等の被害状況 医療施設の被害状況 医薬品、血液の需要状況 避難状況 ボランティアの活動状況
建設経済部	総括班	長尾土木事務所	道路、橋梁、河川、港湾、海岸等の被害状況
	施設班		下水道施設の被害状況
	調査班		危険箇所の巡視、警戒 都市施設の被害状況 市営住宅の被害調査 被災建築物・被災宅地の危険度判定、 応急修理 応急仮設住宅
	土地改良班	土地改良区	農地及び農業用施設の被害状況
	農林水産班	農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 農業改良普及センター	農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び 漁船の被害状況
	商工班	商工会	商工観光施設の被害状況
水道局	監理班		飲料水の情報
	工務班		水道施設の被害状況
教育委員会	教育班	教育施設等管理者	児童、生徒等の被災状況 学校施設等の被害状況 文化財の被害状況
市民病院	病院班		利用者の被災状況 市民病院の被害状況
議会事務局	議会班		(他班の応援)
	会計課班		(他班の応援)
	監査委員班		(他班の応援)
	消防班		一般の被害状況

(5) 災害記録の作成

市は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物等に係る事故
原子力災害

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 30 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

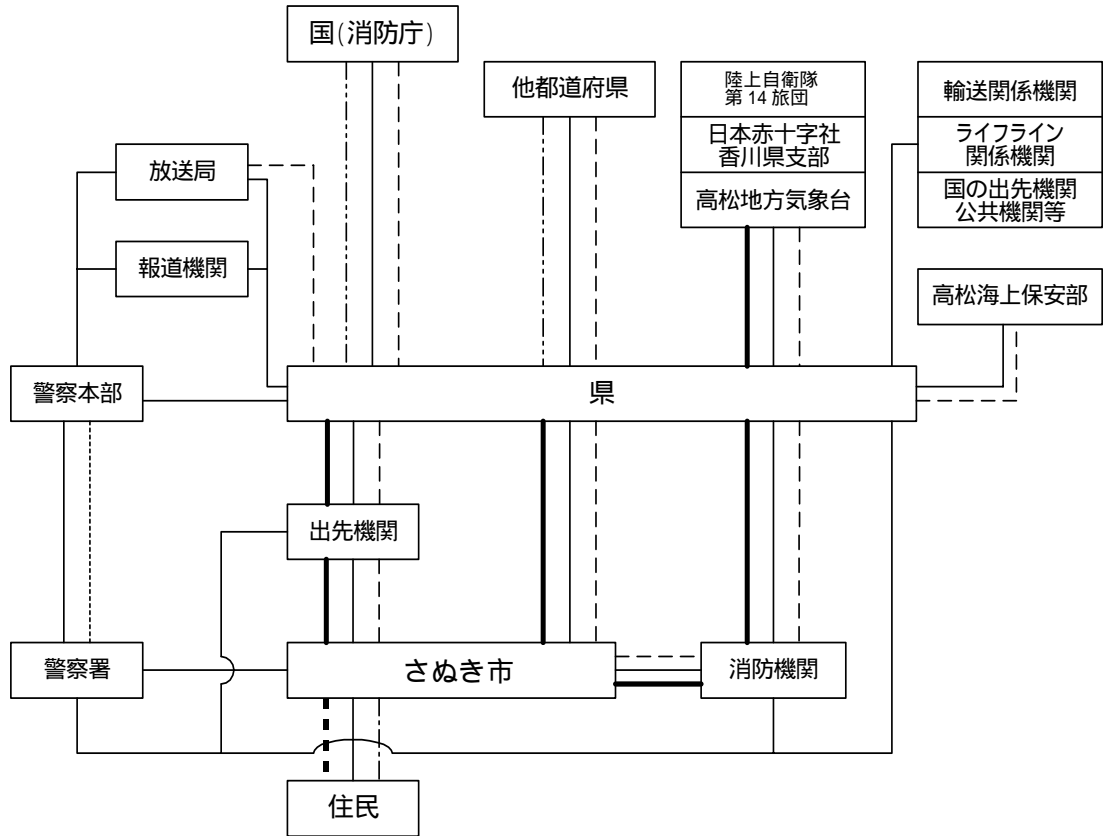
(3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【消防庁連絡先】

回線別	区分		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

【災害時通信連絡系統図】



【凡例】

—————	電話・FAX	(一般のNTT回線)
-----	県防災行政無線	(NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
—————	防災情報システム	(パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する)
-----	消防防災無線	(消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
.....	警察電話	(警察の専用回線)
-----	市防災行政無線	(住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。)
-----	CATV	

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	市（情報班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、市・県防災行政無線、県防災情報システム等を利用して行う。

（1）市・県防災行政無線の運用

市は、市防災行政無線の運用にあたり、災害時の状況を的確に判断し、CATVと効率的な連携を図る。一方、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換に当たる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう、努める。

（2）県防災情報システムの運用

市は、県防災情報システムの専用端末を利用することにより、県及び防災関係機関との情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

（3）災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

（4）他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

（5）非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

（6）アマチュア無線の活用

市は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

（7）CATVの利用

市は、CATVを利用して、住民等へ災害情報を積極的に提供するとともに、緊急告知放送の媒体としても利用する。

（8）放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	市（情報班、支所班、市民防疫班、救護班）、県（広聴広報課、県民参画課、危機管理課）、防災関係機関
--------	--

1 被災者等への広報活動

（1）市の広報活動

広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難の勧告、避難路・避難場所の指示、避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ C A T Vによる広報

- ・ 広報車等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じたの連絡
- ・ 避難情報システムによるメール配信
- ・ その他

日本道路交通情報センター等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(2) 防災関係機関の広報活動

広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 公聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市庁舎、支所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

第 8 節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班） 県（健康福祉総務課）
--------	-------------------------

1 適用基準

さぬき市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、市の人口は 55,687 人（平成 18 年 10 月 1 日現在）を基準に算定する。

（ 1 ）住家の滅失した世帯が 80 世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の 1/2 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の 1/3 世帯とみなして換算する。以下同じ。

（ 2 ）県下の滅失世帯が 1,500 世帯以上であつて、住家の滅失した世帯の数が 40 世帯以上であること。

（ 3 ）県下の滅失世帯数が 7,000 世帯以上であつて、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

（ 4 ）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

（ 5 ）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

（ 1 ）市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

災害発生の日時及び場所

災害の原因

災害発生時の被害状況

既にとった措置

今後の措置等

（ 2 ）市の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、県は直ちに救助を実施する。県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。

（ 3 ）市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報

告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害にかかった住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、『香川県災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

【資料3 - 8 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班、消防班） 県（危機管理課） 警察、高松海上保安部、自主防災組織
--------	---

1 市の活動

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 高松海上保安部の活動

- (1) 高松海上保安部は、船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

第 10 節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班、病院班）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局）、日本赤十字社香川県支部、医療機関
--------	---

1 現地医療体制

(1) 医療救護班の派遣

医療及び助産は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。

市は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき大川地区医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた大川地区医師会は医療救護班を編成し派遣するものとする。

市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

(2) 応急救護所の設置

市は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。

医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

- ア 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）
- イ 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死亡の確認、死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

救護病院は、次の活動を行う。

- ア 重症患者の収容と処置及び中等症患者の処置
- イ 助産活動
- ウ 死体の検案
- エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の活動を行う。

- ア 市が救護病院を設置することが困難な場合における重症患者の収容と処置及び中等症患者の処置
- イ 救護病院等で処置が困難な重症患者の処置
- ウ 死体の検案
- エ 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 負傷者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急自動車確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

4 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- (2) 医薬品等の不足が生じたときは、市は、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

5 血液の確保

- (1) 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請するものとする。
- (2) 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、市は、住民に対して献血活動の広報を行う。

【資料 2 - 1 9 - 1 大災害時の医療救護体制】

【資料 2 - 1 9 - 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料 2 - 1 8 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料 2 - 1 8 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 1 1 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

主な実施機関	市（公共対策班、輸送班、総括班）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、高松海上保安部、西日本高速道路㈱
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（ 1 ）第 1 段階

救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

消防、水防活動等災害防止のための人員、物資

後方医療機関等へ搬送する負傷者等

自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等

緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（ 2 ）第 2 段階

上記（ 1 ）の続行

食料、水等生命の維持に必要な物資

被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（ 3 ）第 3 段階

上記（ 2 ）の続行

災害復旧に必要な人員、物資

生活必需品

2 輸送車両等の確保

（ 1 ）市は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。

（ 2 ）市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者と協議して選定される。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、(社)香川県建設業協会などの協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、被災地の周辺に、警察等と協議のうえ、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保する。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

【臨時ヘリポート】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
志度	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄 4305番地	さぬき市	087-894-1111	N 34° 19' 21" E134° 11' 41"	-
長尾	長尾総合運動公園 多目的広場	さぬき市長尾 名 1576番地 6	さぬき市	087-894-1111	N 34° 14' 46" E134° 11' 14"	*1, 2
寒川町	石田運動公園	さぬき市寒川町 石田東甲 727番地 3	さぬき市	087-894-1111	N 34° 15' 18" E134° 12' 34"	*1
寒川町	門入の郷「水辺の公園」	さぬき市寒川町 石田東 2834番地 1	さぬき市	087-894-1111	N 34° 14' 30" E 134° 13' 22"	*3
津田町	津田総合運動公園駐車場	さぬき市津田町 津田 2020	さぬき市	087-894-1111	N 34° 17' 31" E134° 14' 15"	*1
大川町	みろく自然公園 みろく球技場	さぬき市大川町 富田中 3510番地 2	さぬき市	087-894-1111	N 34° 15' 11" E134° 14' 44"	-

*1 高松空港特別管制区内

*2 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

*3 自隊訓練用

【資料 2 - 2 0 - 1 緊急輸送路図】

【資料 2 - 2 0 - 3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

第 1 2 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	市（公共対策班、輸送班、総括班）、県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、高松海上保安部
--------	--

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、地震が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

交通規制のための措置

- ア 効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 交通規制に当たっては、道路管理者、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(3) 車両の運転者のとるべき措置

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(4) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書等の交付を受ける。

緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。

市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 海上交通の確保

(1) 情報収集

市は、県、高松海上保安部等防災関係機関と協力して、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

高松海上保安部は、海上交通の安全と確保するために次に掲げる措置を講ずるもの

とする。

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

海難船舶又は漂流物、沈没その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、仮設標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに周知するとともに標識の復旧に努める。

3 航空輸送の確保

市は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第11節による。

市は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 火災防御活動

【資料2 - 11 - 1 異常気象時における道路通行規制基準】

【資料2 - 20 - 2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第 1 3 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難準備情報、避難の指示又は勧告を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	市（庶務班、市民防疫班、救護班、消防班） 県（危機管理課） 消防本部、警察
--------	---------------------------------------

1 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）

(1) 市は、災害が発生するおそれがある場合、避難勧告を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するものとする。

(2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が避難準備情報を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

2 避難の勧告又は指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示（市は県に報告）
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（市は県に報告）
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（市に通知）

指示	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務施行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛庁長官の指定する者に報告)

3 避難の勧告又は指示及び避難準備情報の内容及び周知

(1) 市は、CATV、広報車、避難情報伝達システムのメール配信等により、次の事項を明らかにして、住民等に避難の勧告又は指示及び避難準備情報の周知を行う。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

避難を必要とする理由

避難の対象となる地域

避難先(場所)

避難経路

その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

(2) 市は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。

(3) 住民は、市が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。

4 避難誘導

市は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施するものとする。

(1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

(2) 高齢者、障害者、幼児など災害時要援護者を優先して避難させる。

(3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

5 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 津波が予想される時は、一刻も早く、高台等へ避難するものとする。
- (2) 二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (3) 高齢者、障害者、幼児など災害時要援護者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- (4) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 避難所の開設

- (1) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難場所を選定し、避難所を開設する。なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。
- (5) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

7 避難所の運営

- (1) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。
- (2) 避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (3) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- (4) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (5) 避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (6) 市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、避難所を運営する。その際には、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。

【資料 2 - 2 1 - 1 避難所一覧】

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班、教育班） 県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）
--------	---

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。

2 炊出しその他による食料の供給

(1) 対象者

災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事できない者

ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等

災害救助法が適用されない場合の被災者

災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。

食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

(3) 炊出しの実施

市は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

市は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	市（監理班、工務班） 県（環境・水政策課、環境管理課、水道局）（社） 日本水道協会香川県支部
--------	---

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源（浄水場、配水施設）から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地付近の湖沼水、河川水、井戸水等をろ水機によりろ過し、あるいは化学処理等を行い、飲料水等を確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、ろ過器により浄化し、かつ消毒する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施

- (1) 飲料水の供給は、災害救助法が適用された場合も知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、次の給水活動を行う。

飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。このとき、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。

住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。

給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(社)日本水道協会香川県支部に対して、資機材の提供・貸借や給水活動の応援等を要請する。

- (3) 県水道局は、次の給水活動を行う。

県営水道の施設に被害がない場合は、給水先の市の被害状況を調査して、市へ水道用水を供給する。

県営水道の浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や送水管路途中に設けた調整池等において、市又は県の給水車等へ水道用水を供給する。

必要に応じて、浄水池や調整池において、直接住民に飲料水の供給を行う。

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班） 県（健康福祉総務課、経営支援課）
--------	-------------------------------

1 生活必需品等の調達

市は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。

2 生活必需品等の配分

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。

(2) 対象者は、次のとおりとする。

災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

(4) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。

(5) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

【資料3 - 16 - 1 生活必需物資等の調達方法】

第 17 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関	市（市民防疫班、救護班）、県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、東讃保健福祉事務所）
--------	--

1 防疫対策

- (1) 県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市は、県の指示に基づき、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (2) 県が感染症予防上必要と認めたときは、市は、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (3) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

市は、県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

市は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

子供、妊産婦、障害者、外国人等の災害時要援護者でストレスにさらされやすい者

被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

ボランティアなど救護活動に従事している者

その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

【市内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
さぬき市民病院	〒769-2393 さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
岡病院	〒769-2101 さぬき市志度 1562	087-894-5050

(3) 栄養相談等

市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- 乳幼児、妊産婦、障害者、高齢者などの災害時要援護者に対する栄養指導
- 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

(1) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- 救援食品の衛生的取扱い
- 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときには、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料3 - 17 - 1 栄養相談・指導活動体系図】

【資料3 - 17 - 2 精神保健活動体系図】

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関	市（市民防疫班） 県（廃棄物対策課）
--------	--------------------

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 市は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。

防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

家電リサイクル法で指定されているゴミ処理については、取り扱いに注意し、適正処理を行う。エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、フロン回収の観点から、冷媒の漏洩に留意する。

ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。

仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。

し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) がれき処理

がれきの発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分まで処理ルート確保を図る。

がれき処理は、総括班と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

がれきの適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

【資料3 - 18 - 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

【資料3 - 18 - 2 仮置場予定地】

第19節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者、行方不明者が発生した場合は、搜索、処理及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	市（市民防疫班、消防班） 県（生活衛生課） 警察、高松海上保安部
--------	----------------------------------

1 死体の搜索

- (1) 死体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (3) 死体の搜索に当たっては、警察、海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 死体の処理

- (1) 死体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、死体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (3) 収容した死体の検視については、警察及び高松海上保安部が実施する。
- (4) 市は、検視又は医学的検査を終了した死体について、死体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (5) 市は、死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に死体の収容所を開設し、死体を一時保存する。

3 死体の埋葬又は火葬

- (1) 死体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、死体の埋葬又は火葬を行う。
- (3) 市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、死体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (4) 市は、火葬場の被災や火葬する死体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【火葬場（公営）】

火葬場					所管	
名称	所在地	電話	炉数	動物	名称	電話
さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中 539-2	0879-43-6655	3	動物1	市環境衛生課	087-894-1119
しづかの里	三木町井戸 993	087-899-1161	5	動物1 汚物1	三木・長尾葬 祭組合	087-898-1112

【資料 3 - 1 9 - 1 死体収容場所】

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、宅地建物取引業者の媒介により民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	市（調査班） 県（住宅課）
--------	---------------

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

（1）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定する。

（2）建設方法

応急仮設住宅の建設は、（社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、市が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（3）建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（4）構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡（9坪）とする。

（5）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、市が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など災害時要援護者に十分配慮する。

2 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住宅が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住宅の修理ができない者に対する必要最小限の応急修理を県が実施する。

（1）対象の選定

市は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、市が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、(社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、市が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 市は、資機材、要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(社)香川県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会香川県支部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、市は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 2 1 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	市（消防班）、自主防災組織、警察、高松海上保安部
--------	--------------------------

1 陸上における防犯

(1) 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- 居住者のいない被災住宅の防犯
- 被災住宅における出火の防止
- 在宅の高齢者、障害者等の支援
- 地域の安全確保

2 海上における防犯

高松海上保安部は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締り等を行い、速やかな安全確保に努める。

第 2 2 節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

主な実施機関	市（教育班） 県（総務学事課、教育委員会）
--------	-----------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに状況に応じて所管する教育委員会等に報告する。

在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所の開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。

避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。

他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。

災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

市は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 学校給食の実施

市は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市

教育委員会を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 2 2 3 1 市内の文化財】

第 2 3 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市(情報班、市民防疫班、救護班、農林水産班、総括班、病院班)、県(環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、県立病院課、土地改良課、水産課、土木監理課、道路課、河川砂防課、港湾課)、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	---

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

(1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

(2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、市、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

8 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

9 廃棄物処理施設

- (1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、県が実施する。

10 C A T V施設

市は、C A T Vの放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。また、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

11 海域関連施設

市は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう、県及び国と役割分担について連絡調整を行う。

第 2 4 節 ライフライン等応急復旧計画

電気、電話、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市(工務班、施設班、情報班) 県(環境・水政策課、下水道課、水道局) 四国電力(株)、NTT 西日本、NTT ドコモ四国
--------	---

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込みなどを周知する。
- 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
- 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
- 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
- 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電

気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

3 水道施設

(1) 市及び県は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。

取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。

送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

(2) 市及び県は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。

浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。

管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難地、避難所）や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。

(3) 県水道局は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

市は、災害が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

(2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、

下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急普及を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

5 C A T V 施設

市は、前節 10 項に準じた対応を行う。

第 2 5 節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	市(土地改良班、農林水産班)、県(みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課)
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により湛水の排除に努める。
- (3) 市、土地改良区及び県は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位低下に努める。
- (4) 市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) 各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 市及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 市及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森

林に対する措置等の技術指導に協力する。

(2) 市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等の技術指導に協力する。

5 水産物に対する応急措置

(1) 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

(2) 市及び漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等に対して実施する応急対策の指導助言に協力する。

【資料 2 - 4 - 3 漁港重要水防区域】

【資料 2 - 5 - 1 ため池重要水防区域】

第26節 ボランティア受入計画

災害においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	市（救護班） 社会福祉協議会、香川県災害ボランティア協議会、県（県民参画課、危機管理課） 日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、市は県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- (2) 香川県災害ボランティア協議会は、香川県社会福祉協議会並びに日本赤十字社香川県支部において確認された被災状況に応じて災害救援ボランティア本部を設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、災害救援ボランティア本部の設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力する。
- (4) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに災害救援ボランティア本部に情報提供を行う。
- (2) 災害救援ボランティア本部は、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、香川県災害ボランティア協議会に参加している団体・個人に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災者世帯の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

災害時の防災ボランティアの活動は、次のとおりとする。

(1) 災害救援ボランティア本部の主な役割

- ・ 災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ ボランティアと県等との仲介、調整
- ・ 活動資材の調整
- ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
- ・ 被災地へのボランティアの派遣
- ・ 災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ ボランティアと市等との仲介、調整
- ・ 災害ボランティアへの対応
- ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

(1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害救援ボランティア本部及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第 2 7 節 災害時要援護者応急対策計画

災害において、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	市（庶務班、市民防疫班、教育班）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課）、社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、直ちに要介護者、一人暮らし高齢者、障害者等の台帳を利用するなどして、災害時要援護者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 市は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 市及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の

安否確認、避難誘導等を行う。

- (2) 市は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 市は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 市は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受け入れを行う。
- (2) 市は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

市は、災害時要援護者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員等住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第 2 8 節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

主な実施機関	市（庶務班、総括班、調査班、消防班）、県（みどり整備課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局
--------	--

1 水防活動

- (1) 市は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 市及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- (3) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (4) 市は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及びはん濫する方向の近隣市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、市、県、関係機関等が相互に協力して、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

2 土砂災害防止活動

- (1) 市は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 市は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、災害時要援護者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 市及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

3 風倒木対策

市及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

- 【資料 2 - 1 - 1 山腹崩壊危険地区】
- 【資料 2 - 1 - 2 崩壊土砂流出危険地区】
- 【資料 2 - 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所】
- 【資料 2 - 2 - 2 土石流危険渓流】
- 【資料 2 - 2 - 3 地すべり危険箇所】
- 【資料 2 - 3 - 1 河川重要水防区域】
- 【資料 2 - 3 - 2 高堰堤】
- 【資料 2 - 3 - 3 主要水門】
- 【資料 2 - 4 - 1 海岸重要水防区域】
- 【資料 2 - 4 - 2 港湾重要水防区域】
- 【資料 2 - 17 - 3 水防倉庫等一覧】
- 【資料 2 - 17 - 4 消防団現勢】

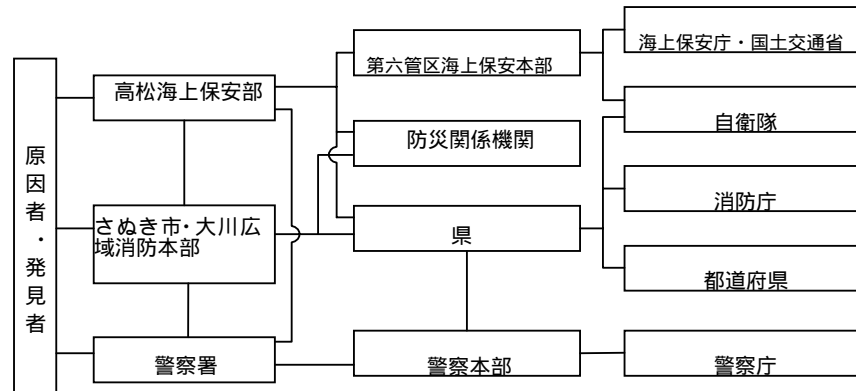
第 2 9 節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、消防班）、消防本部、県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、高松海上保安部
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



2 市の応急対策

- (1) 市は、海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 市は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、次のとおり海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。

消防機関が主として消火活動を担当する船舶

- ・ ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- ・ 河川及び湖沼における船舶

海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶

- ・ 上記以外の船舶

- (3) 市は、被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

3 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 関係事業者は、消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第 3 0 節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、農林水産班、総括班、消防班）、県（危機管理課、水産課、港湾課）、高松海上保安部、事業者（原因者、船舶所有者等防除措置義務者）
--------	--

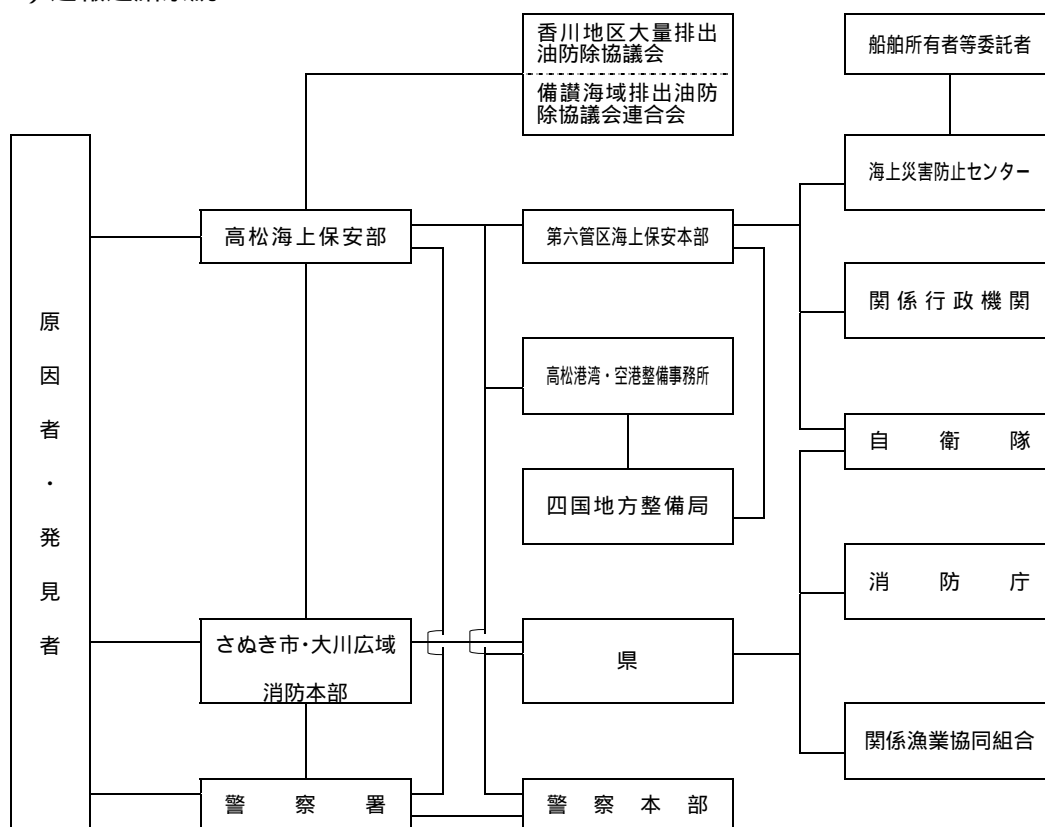
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- 事故発生又は発見の日時、場所
- 事故の概要
- 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- 現場の気象及び海象
- その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 市の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

市は、関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

市は、必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

市は、災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 事業者の応急対策等

(1) 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、事業者は、住民に対して避難するよう警告する。

(3) 現場の状況に応じて、事業者は、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。

(4) 事業者は、必要に応じて、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

4 防災関係機関への協力要請等

(1) 高松海上保安部は、関係機関（香川地区大量排出油防除協議会会員）に対して出動の要請を実施する。なお、同協議会において、総合調整本部を設置し防除活動を行う。

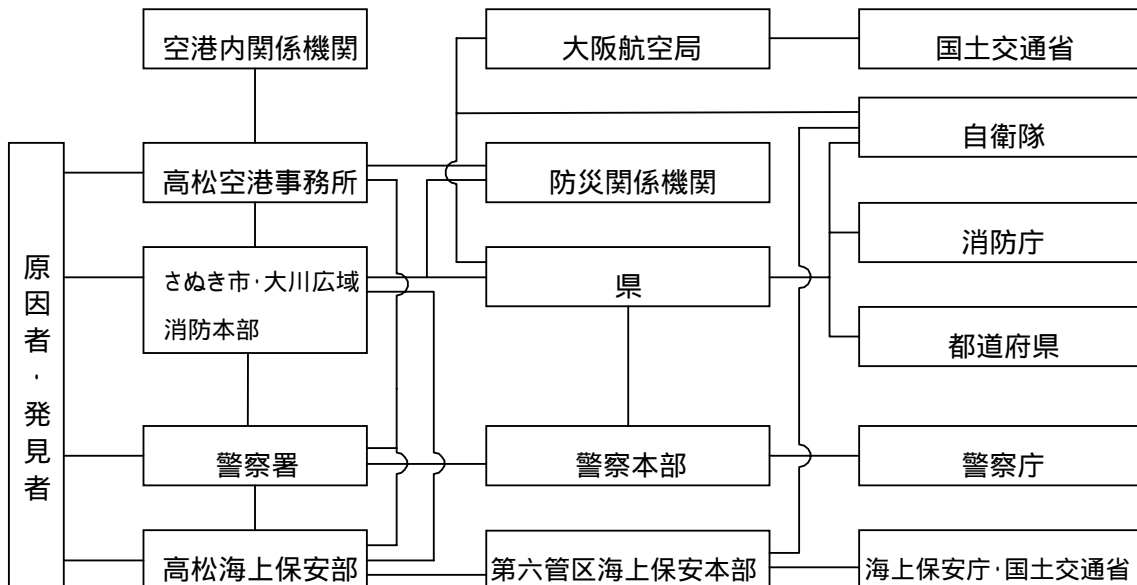
第 3 1 節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、消防班） 消防本部、県（交通政策課、危機管理課） 警察、高松空港事務所、高松海上保安部
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 市の応急対策

- (1) 市は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

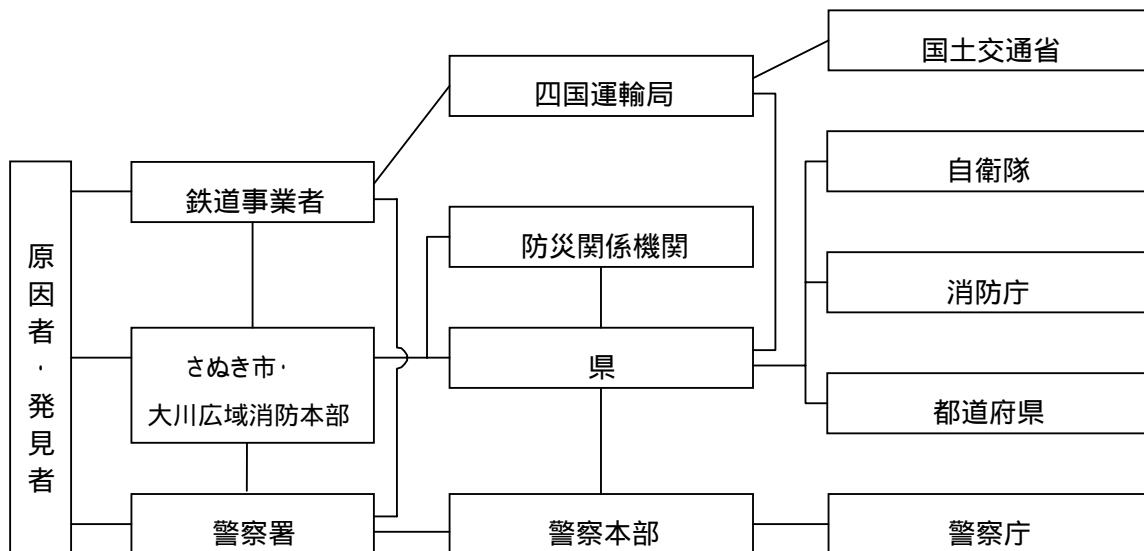
第3 2 節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、消防班） 消防本部、県（交通政策課、危機管理課）、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、鉄道事業者は、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道事業者は、災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策

- (1) 市は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

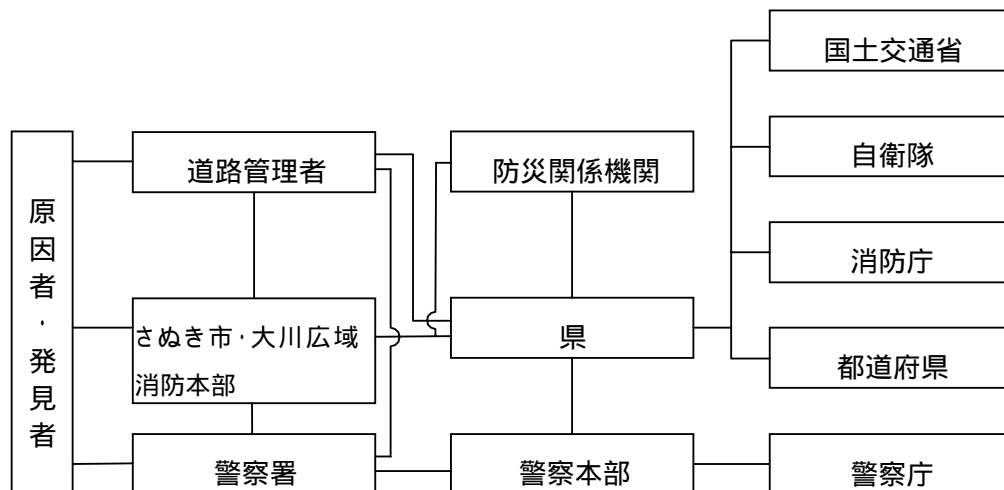
第 3 3 節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、総括班、消防班）、消防本部、県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 道路管理者は、災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、市は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、市は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市は、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物が流出したときは、市は、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第34節 危険物等災害対策計画

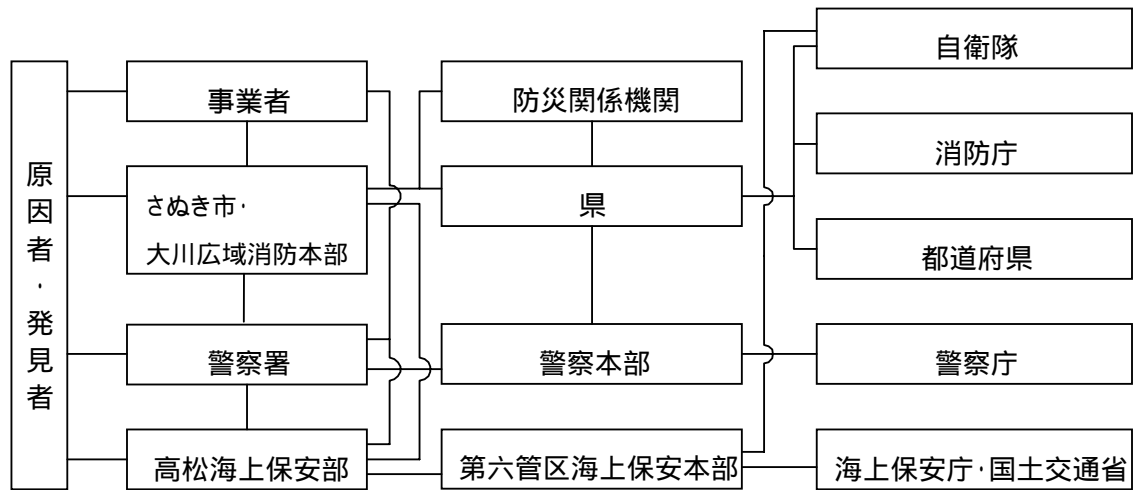
危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市(庶務班、消防班)、消防本部、県(危機管理課、薬務感染症対策課)、警察、高松海上保安部
--------	--

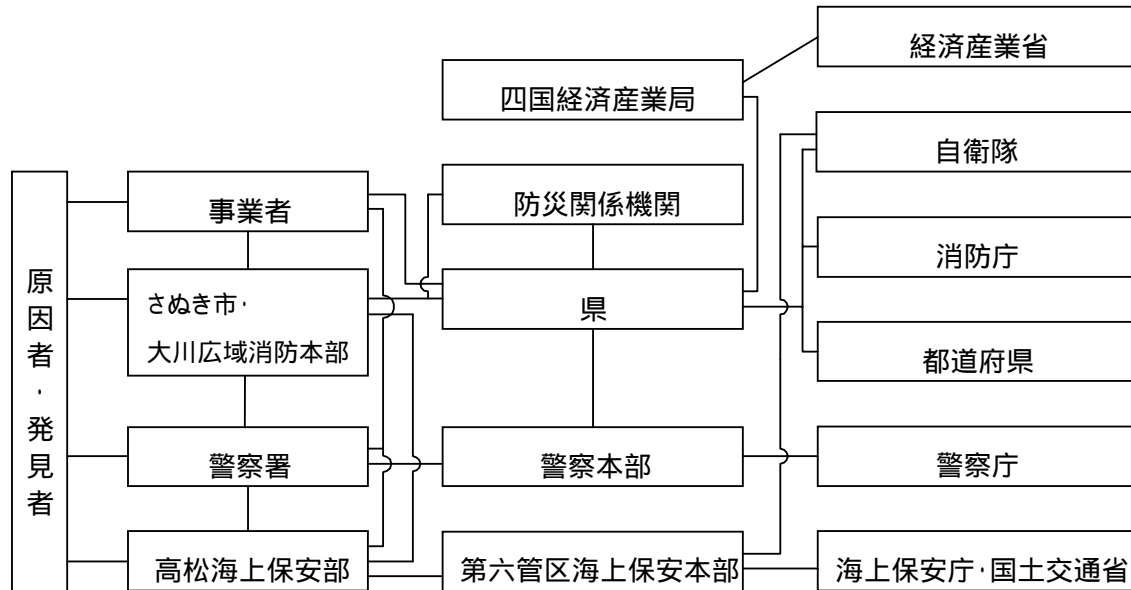
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

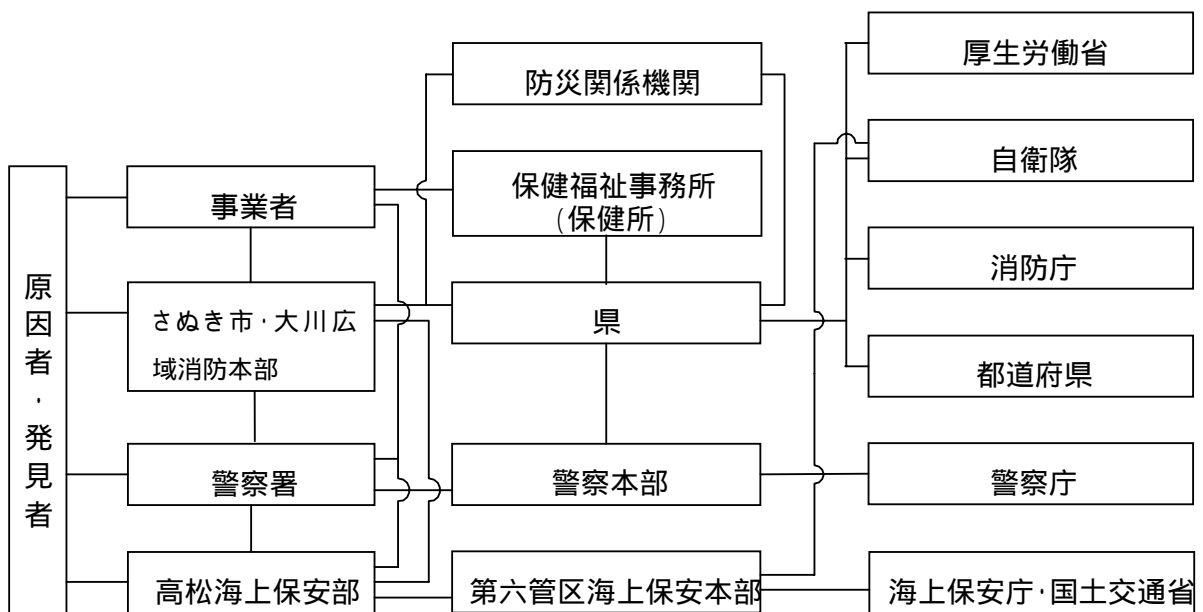
(1) 石油类等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と

協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 市の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、市は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、市は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市は、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、市は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 2 - 1 2 - 1 危険物施設】

【資料 2 - 1 2 - 2 高圧ガス関係事業所】

【資料 2 - 1 2 - 3 火薬類関係事業所】

【資料 2 - 1 2 - 4 毒物劇物営業者】

第35節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（庶務班、消防班） 消防本部、県（危機管理課） 警察、自衛隊
--------	---------------------------------

1 市の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県及び近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、市は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、市は、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 市は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料2 - 17 - 5 消防水利の現況】

【資料2 - 18 - 4 応援協定】

第36節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市(庶務班、消防班)、消防本部、県(危機管理課、みどり整備課)、警察、自衛隊
--------	--

1 市の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県及び近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、市は、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料2 - 17 - 5 消防水利の現況】

【資料2 - 18 - 1 香川県消防相互応援協定】

【資料2 - 18 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2 - 18 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料2 - 18 - 4 応援協定】

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	市（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 現状復旧

- (1) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画的復興

- (1) 市は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市及び県は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	市（各班）、県（全部局）
--------	--------------

1 災害復旧事業の種別

市は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画

（3）都市災害復旧事業計画

（4）上水道災害復旧事業計画

（5）公営住宅災害復旧事業計画

（6）社会福祉施設災害復旧事業計画

（7）公立医療施設災害復旧事業計画

（8）公立学校施設災害復旧事業計画

（9）その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	市（調査班、市民防疫班、救護班）、県（広聴広報課、県民参画課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課）、社会福祉協議会
--------	--

1 生活相談

市は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携して相談業務を行う。

2 被災証明の交付

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

3 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

市は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・尿尿）等の減額および免除を行う。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

（1）市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（2）市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

5 生活福祉資金の貸付

民生委員及び市社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、その生活再建を支援するため、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生

活再建支援金を支給する。

7 租税等の期限延長、徴収猶予及び減免

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険料等の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じること。

営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

10 雇用対策等

(1) 公共職業安定所の措置

被災者に対する職業斡旋

- ・ 臨時職業相談窓口の設置
- ・ 巡回職業相談の実施
- ・ 職業訓練受講の指示
- ・ 職業転換給付金制度の活用等の措置

雇用保険の失業給付に関する特例措置

(2) 香川労働局の措置

労働保険料の納付期限の延長等

延滞金や追徴金の徴収免除

第4節 義援金等受入配分計画

市は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	市（救護班） 県（健康福祉総務課） 日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- (1) 義援金等の受付は、県、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会で行う。
- (2) 市は、義援金品の受入体制を確立しておく。

2 義援金等の配分等

- (1) 義援金の市に対する配分は、義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。日本赤十字社香川県支部も、配分委員会に参画する。
- (2) 義援品の市に対する配分は、県が決定し、市の指定する場所まで輸送し、市に引き渡す。
- (3) 市は、県等から送付された義援金品を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。